

## 箕面有料道路通行券約款

(総 則)

第1条 大阪府道路公社（以下「公社」といいます。）の管理する箕面有料道路の通行料金割引社会実験による箕面有料道路通行券の販売、払戻し、使用等に関する取扱いについては、この約款の定めるところによります。

(発 売)

第2条 公社は、通行料金割引社会実験に伴い大阪府道路公社有料道路料金徴収規程別表第4に定めるとおり箕面有料道路通行券を発売します。

(使用方法)

第3条 箕面有料道路通行券は、1券片をもって券面表示の車種に属する車両1台の通行1回に限り、券面表示事項に従って使用することができます。

(有効期間)

第4条 箕面有料道路通行券は、社会実験実施期間中使用することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、当該箕面有料道路通行券の使用は、当該事由の発生した日の前日までとします。

- (1) 当該箕面有料道路通行券が廃止されたとき。
- (2) 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。

(無 効)

第5条 箕面有料道路通行券の使用に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該箕面有料道路通行券を無効とし、回収します。

- (1) 箕面有料道路通行券を改変して使用したとき。
- (2) その他不正通行の手段として使用したとき。

(通行の禁止)

第6条 公社が業務上必要があると認めたときは、箕面有料道路通行券による通行を禁止することがあります。

(払い戻し)

第7条 発売した箕面有料道路通行券は、原則として払い戻しをしません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は払戻しをします。

- (1) 箕面有料道路通行券が廃止されたとき。
- (2) 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種の通行が禁止されたとき。
- (3) 料金徴収期間満了により箕面有料道路通行券が不要になったとき。
- (4) その他公社が箕面有料道路通行券の払戻しの必要があると認めたとき。

(周知方法)

第8条 第6条の事由が発生したときは、券面記載の有料道路の料金徴収所において必要事項を掲示します。ただし、公社が特に必要があると認めたときは、大阪府道路公社のホームページに必要事項を掲載します。

(払い戻しの額)

第9条 箕面有料道路通行券の払戻しの額は、次の式により算定した額とします。

$$\text{払い戻しの額} = \frac{\text{当該箕面有料道路通行券 1冊当たりの販売価格} \times \text{残存枚数}}{\text{当該箕面有料道路通行券 1冊当たりの綴り枚数}}$$

2 前項に算定した額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

(再発行)

第 10 条 箕面有料道路通行券は、再発行いたしません。

附 則

この約款は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

この約款は、令和 2 年 3 月 24 日から実施します。